鴻巣市ＤＸ推進計画(案)

≪令和９年度 ～ 令和 13 年度≫

令和９年　月

鴻巣市

≪目　次≫

第１章　計画の概要

１　計画の趣旨 …… 2
２　DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは …… 3
（１）ＤＸの定義 …… 3
（２）デジタル化における３段階のプロセス …… 3
３　計画策定の背景 …… 4
（１）デジタル化に関する国の動向 …… 4
（２）国のＤＸ推進に係る計画 …… 6
（３）埼玉県のＤＸ推進計画 …… 7
４　鴻巣市ＤＸ推進計画の位置づけ …… 8
（１）計画の位置づけ …… 8
（２）市町村官民データ活用推進計画との関係 …… 8
（３）ＳＤＧｓとの関係 …… 9
５　鴻巣市ＤＸ推進計画の構成と期間 …… 10
（１）計画の構成 …… 10
（２）アクションプラン …… 10
（３）計画期間 …… 11

第２章　計画の基本方針

１　ＤＸ推進方針 …… 14
２　ＤＸ施策 …… 14
３　ＤＸ基本事業 …… 15
４　各施策のＤＸ基本事業の取組 …… 15
（１）行政手続のオンライン化 …… 16
（２）自治体情報システムの標準化・共通化 …… 18
（３）マイナンバーカードの利活用 …… 20
（４）セキュリティ対策の徹底 …… 22
（５）行政事務のデジタル化 …… 24
（６）地域社会のデジタル化 …… 26
（７）利用機会・情報格差の是正 …… 28
（８）データ活用の推進 …… 30
（９）災害対策の強化 …… 32

第３章　計画の推進

１　推進体制 …… 36
２　進行管理 …… 37

用語解説 …… 38

第１章

計画の概要

１　計画の趣旨
２　DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは
３　計画策定の背景
４　鴻巣市 DX 推進計画の位置づけ
５　鴻巣市 DX 推進計画の構成と期間

第１章　計画の概要

１　計画の趣旨

近年、生成ＡＩ、クラウドサービス、データ連携基盤、モバイル端末等に代表されるデジタル技術は急速に進展し、市民生活及び社会経済活動が変化しています。特に生成ＡＩについては、文書作成、要約、翻訳、照会対応、情報整理等の多様な場面で活用可能な技術として急速に普及が進んでいます。行政分野においても、行政手続のオンライン化、データに基づく情報提供、業務の自動化や効率化等を通じ、市民の利便性の向上と行政運営の高度化・スリム化を一体的に図ることが求められています。

国においては、デジタル社会の実現に向けた制度整備及び基盤整備が進められており、住民にとって最も身近な地方自治体においても、一人一人のニーズに合った行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくため、自治体ＤＸの一層の推進が重要な課題となっています。

一方、人口減少及び少子高齢化の進行、地域課題及び市民ニーズの多様化、将来的な職員数の減少が見込まれる中、質の高い行政サービスを継続的に提供していくためには、従来の業務手法を前提とした改善にとどまらず、デジタル技術の活用を契機として、行政サービス及び業務プロセスの在り方を一体的に見直す必要があります。

本市においては、令和４年３月策定の「鴻巣市デジタル・トランスフォーメーション推進計画」に基づき、デジタル社会の構築に向け、各種取組を推進してきたところですが、令和８年度に計画期間が満了となることから、これまでの取組の成果及び課題を踏まえ、単にデジタル技術の導入にとどまらず、市民サービスの向上、業務改革の推進及び持続可能な行政運営の実現に資する取組として、引き続き、自治体ＤＸを推進するため、令和９年度を始期とする「鴻巣市ＤＸ推進計画」を策定し、ＤＸ推進の羅針盤とします。

図表１　主な情報通信機器の保有状況（世帯）

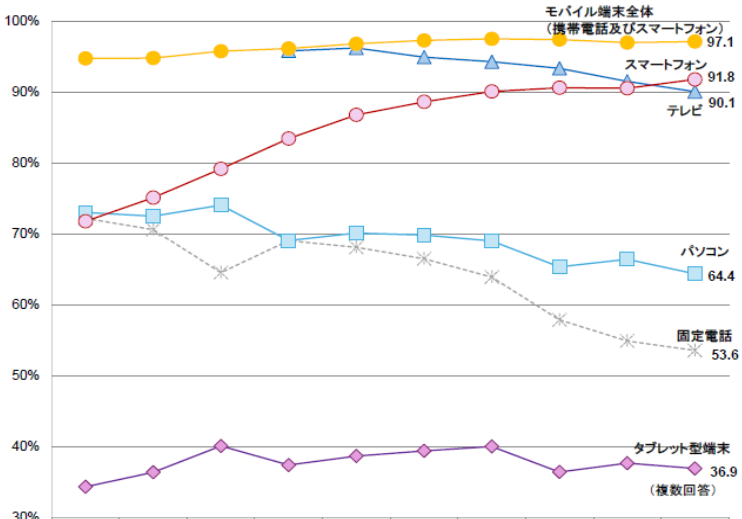

	平成28年 (n=17,040)	29年 (n=16,117)	30年 (n=16,255)	令和元年 (n=15,410)	2年 (n=17,345)	3年 (n=17,365)	4年 (n=15,968)	5年 (n=14,059)	6年 (n=15,304)	7年 (n=17,916)
固定電話	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1	66.5	63.9	57.9	54.9	53.6
テレビ				95.8	96.2	94.9	94.3	93.3	91.5	90.1
パソコン	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1	69.8	69.0	65.3	66.4	64.4
スマートフォン	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8	88.6	90.1	90.6	90.5	91.8
モバイル端末全体	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8	97.3	97.5	97.4	97.0	97.1
タブレット型端末	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7	39.4	40.0	36.4	37.7	36.9

出典：総務省「令和７年通信利用動向調査ポイント」

２　ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）とは

（１）ＤＸの定義

ＤＸとは、Digital Transformation を略したもので、「trans」には「cross」の意味があり、「cross」は「X」と表現されることから、ＤＸと略記され、ＩＣＴ（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。

総務省が令和８年１月30日に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画【第5.1版】」では、自治体に求められているＤＸについて、次のように定義しています。

> ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、
> ・デジタル技術やＡＩ等の活用により業務効率化を図り、職員の負担軽減とあわせて、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく

ＤＸを総合的に推進するためには、フロントヤード（住民との接点）のデジタル化とバックヤード（内部事務）のデジタル化に一体的に取り組むことにより、住民サービス向上の視点に加え、窓口対応等の効率化により、創意工夫を要する業務のために人員配置の最適化を実現するという視点、さらに、データを活用した意思形成につなげていく視点が重要です。

本市のＤＸ推進においては、これまで推進してきた各ＤＸ施策、ＤＸ基本事業について、段階的なデジタル化が必要な業務と急速な変革が必要な業務に整理・分析を行い、次の３段階のプロセスにより実現することとします。

（２）デジタル化における３段階のプロセス

①デジタイゼーション（Digitization）

既存業務にデジタル技術を活用し、特定の業務プロセスの一部をデジタル化すること。

②デジタライゼーション（Digitalization）

デジタル技術を活用しながら業務のフローやプロセスを最適化し、新たな住民サービスや業務全体を効率の良い状態へ変化させること。

③デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）

全ての職員がデジタル技術やデータ活用の必要性を理解し、使いこなせる状態であり、進化したデジタル技術の浸透により、既存の価値観や枠組み（制度、政策、組織の在り方自体）にとらわれず、住民の生活や社会全体をより良いものへ変革すること。

図表２　３段階のプロセスのイメージ

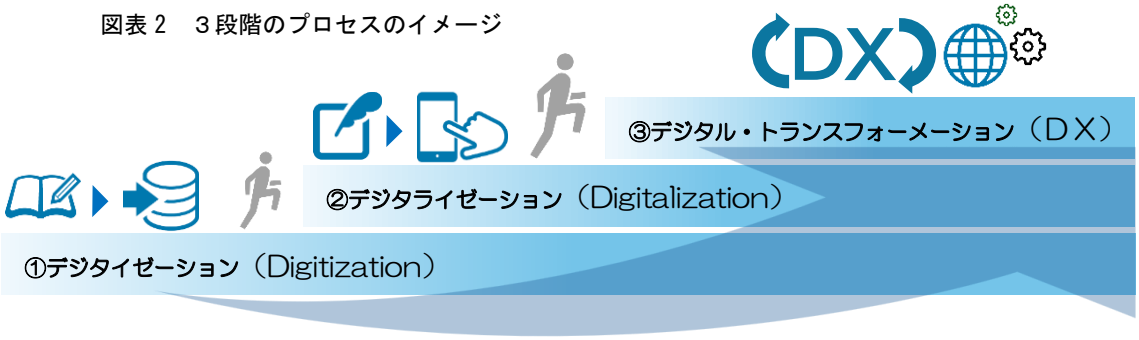

３　計画策定の背景

（１）デジタル化に関する国の動向

官民データの適正かつ効果的な活用の推進を目的とした「官民データ活用推進基本法」が平成 28 年 12 月 14 日に施行され、地方公共団体が推進する基本的施策として、次の５つの取組が規定されました。

- 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組
- 官民データの容易な利用等に係る取組
- 個人番号カードの普及及び活用に係る取組
- 利用の機会等の格差の是正に係る取組
- 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

さらに、市町村は、地域の実情に応じて取り組む施策を検討し、都道府県の計画を勘案して「市町村官民データ活用推進計画」の策定に努めることが規定されています。

令和元年 12 月 16 日には、行政機関等に係る申請、届出、その他の手続等において、情報通信技術の利用に係る共通事項を定めた「行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律」が名称を含めて改正され、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル手続法」という。）が施行されました。この改正により、国、地方公共団体、民間事業者、国民、その他の者が、あらゆる活動において、情報通信技術の便益を享受できる社会を実現するため、デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則（デジタル３原則）が定められています。

- デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

令和２年 12 月 25 日には、デジタル社会を形成するための 10 の基本原則を掲げた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されました。

この基本原則を踏まえ、令和３年９月１日に、これまでの「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」いわゆる「ＩＴ基本法」を廃止し、これに替わる法律として、国民がゆとりや豊かさを実感でき安心して暮らせる社会の実現と、利用機会の格差是正や個人及び法人の権利利益の保護等を基本理念とする「デジタル社会形成基本法」が施行され、国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、デジタル技術やデータの利活用を進め、デジタル社会の形成に資する施策を実施することとされています。

また、デジタル社会形成基本法を含めた次の６つ法律を「デジタル改革関連法」として公布し、その中で、デジタル社会の形成に関する司令塔として、内閣直属の行政機関であるデジタル庁が設置されました。

- デジタル社会形成基本法
- デジタル庁設置法

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
・預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

デジタル庁では、各府省庁や地方自治体、民間企業等、あらゆる関係者と連携しながら、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進めています。

図表３　デジタル社会を形成するための基本原則

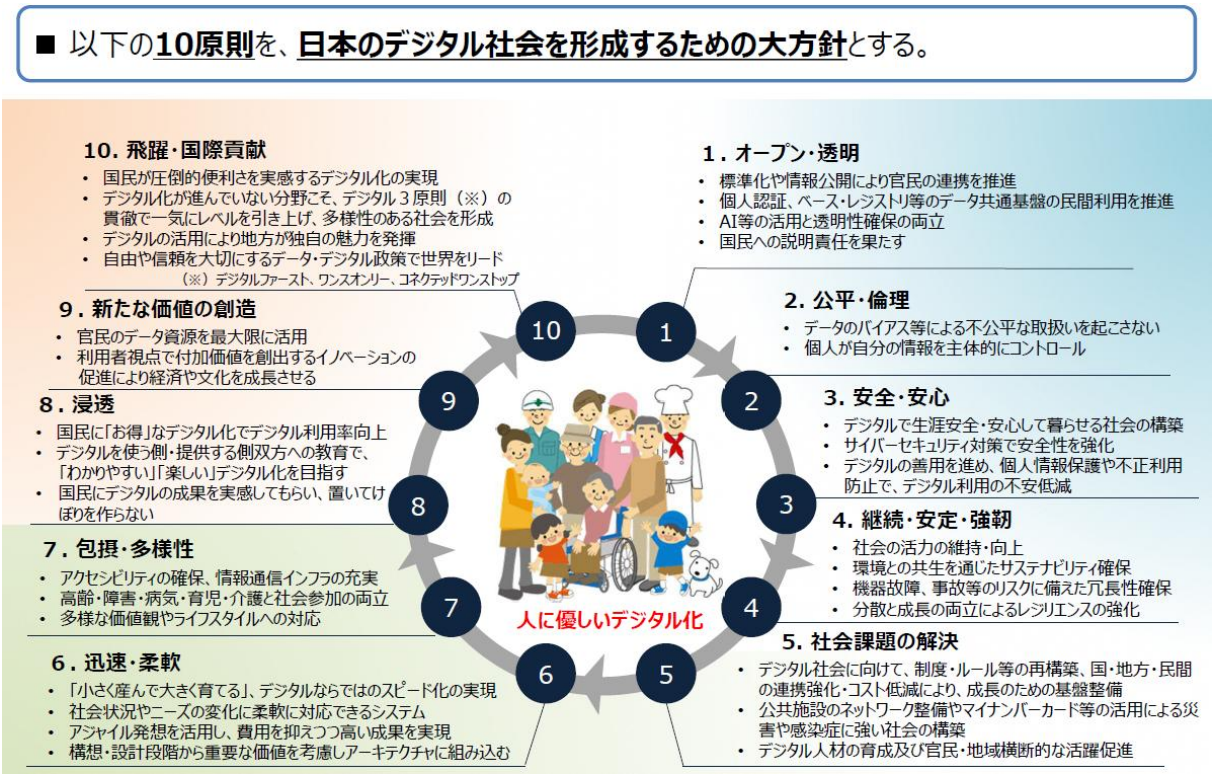

出典：デジタル庁「これまでのデジタル改革の取組みについて」

（2）国のＤＸ推進に係る計画

政府は、令和２年 12 月 25 日に、行政のデジタル化を強力に推進するため、「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し、これを受け、総務省は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体で着実に進めていくため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」（以下「自治体ＤＸ推進計画」という。）を策定しました。

さらに、令和３年 12 月 24 日には、デジタル社会形成基本法に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、社会全体のデジタル化を図るため、国、地方公共団体、民間が一丸となって推進すべき取組が示されました。これに伴い、デジタル・ガバメント実行計画は廃止となっています。

なお、自治体ＤＸ推進計画及びデジタル社会の実現に向けた重点計画は、今後も中長期的に継続的な取組が見込まれることから、計画期間は設定せず、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、具体的には、場所や時間を問わず、国民一人一人のニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられ、働き方ができ、また、自然災害や感染症等の事態に対して強靭な社会を、デジタル社会のビジョンとして、堅持し、引き続き、その実現を目指すこととし、これによって、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることとしています。

図表４　総務省「自治体ＤＸ推進計画」の改定概要

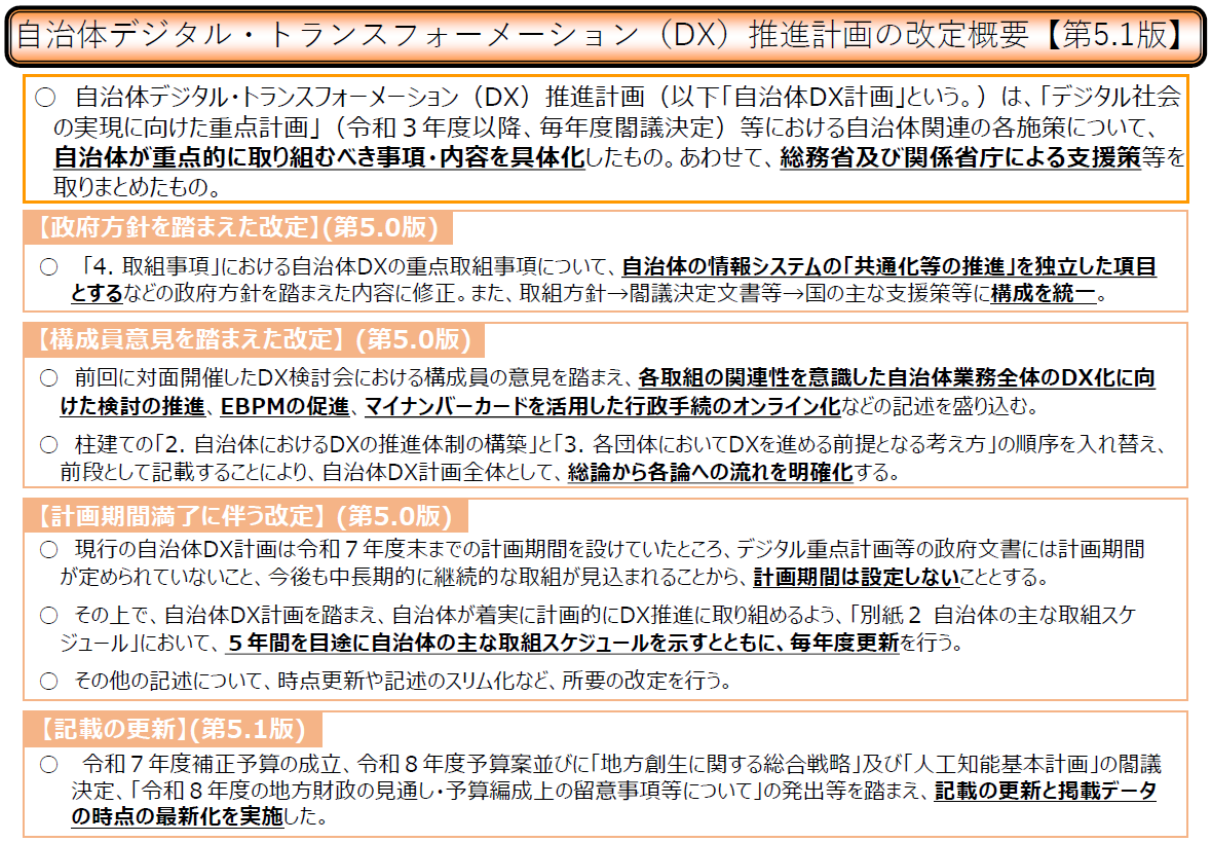

出典：総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の改定概要【第 5.1 版】」

（３）埼玉県のＤＸ推進計画

埼玉県では、快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革を目指し、令和３年３月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、行政手続のオンライン化や行政事務のデジタル化など、第１ステップとして、アナログからデジタルへの転換に重点を置き、令和６年３月策定の「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（第２期）」（以下「埼玉県ＤＸ推進計画」という。）では、第１ステップの取組の成果を生かしつつ、新たに第２ステップの取組を加え、デジタルを活用した業務プロセス改革と県民サービスの向上に取り組み、行政のデジタル化を着実に推進してきました。

これらの計画では、行政サービスの対象や分野は多岐にわたるため、対象や分野ごとにそれぞれの将来像と取組を明確化し、情報を共有しながら相互の連携・調整を図ることが重要であるとして、目指す将来像を対象や分野別に細分化し整理したものを「ＤＸビジョン」とし、それぞれのＤＸビジョンを実現するための工程やＫＰＩをバックキャスティングにより明確化したものを「ロードマップ」として整理し、各ＤＸビジョンとロードマップは、情勢の変化等に応じてアップデートしながら、常に最新の状況を踏まえた的確な取組を推進し、各施策の実施により得られた成果を的確に予算や組織、事業の実施方法に反映させ、より効率的・効果的な行政を実現していくこととしています。

令和９年度以降では、第３ステップとしての取組を加え、ＤＸ実現を進めていくこととしています。

図表５　埼玉県ＤＸ推進計画の全体像

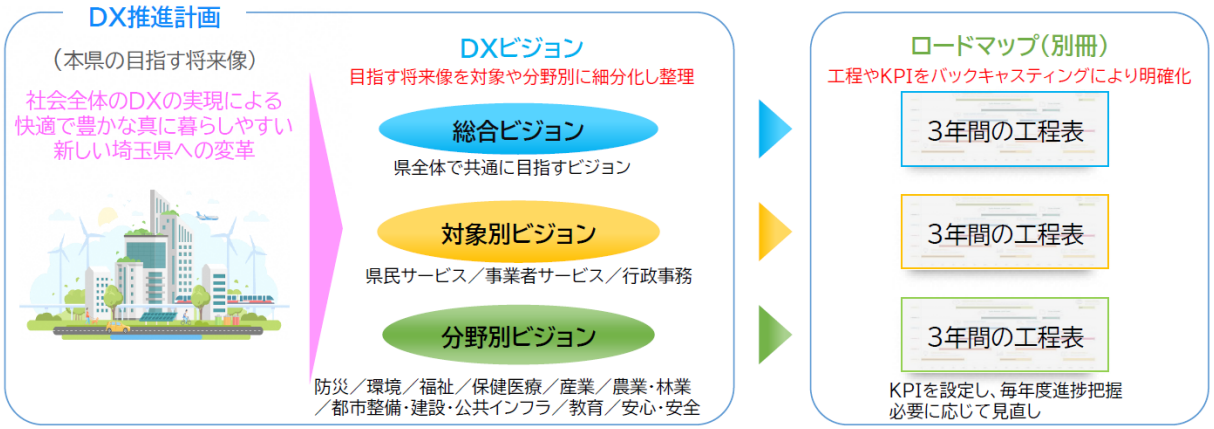

出典：埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（第２期　R6～R8）

４　鴻巣市ＤＸ推進計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

鴻巣市ＤＸ推進計画は、将来都市像を「人にも生きものにもやさしい　選ばれるまち　こうのす」と定めた本市の最上位計画である「第７次鴻巣市総合振興計画」の部門別計画として位置づけるとともに、人口減少と地域経済縮小の克服を図るための基本方針等を定め、継続性を持った地方創生に取り組むこととしている「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図り、人に優しいデジタル社会の構築に向けた取組を推進することで、将来都市像や地方創生の実現を目指します。

（２）市町村官民データ活用推進計画との関係

官民データ活用推進基本法に規定されている基本的施策は、総務省の自治体ＤＸ推進計画における自治体ＤＸの重点取組事項と密接に関連していることから、鴻巣市ＤＸ推進計画を同法第９条第３項の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」に位置づけることとします。

図表６　鴻巣市ＤＸ推進計画の位置づけ

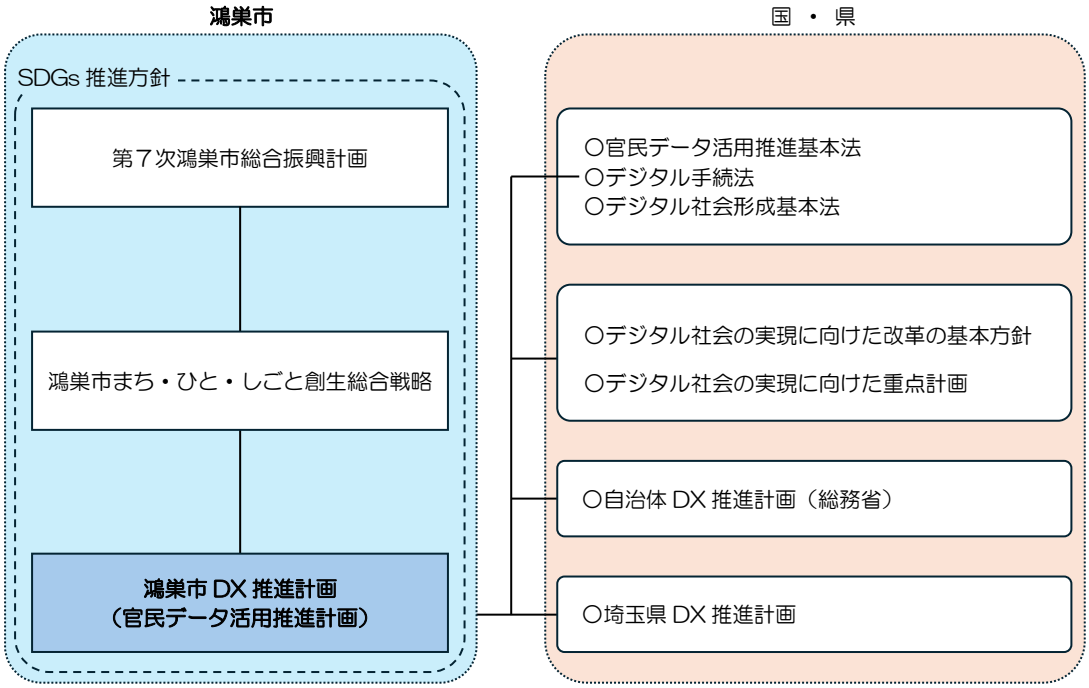

（3）ＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、2015（平成 27）年９月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030（令和 12）年を達成年限として、17 のゴール及び 169 のターゲットから構成されています。

本市では、ＳＤＧｓの基本理念に基づき、「人にも生きものにもやさしい　コウノトリの里こうのす」の実現に向けた取組をはじめとする持続可能な市政運営の推進を図るため、令和３年８月に「鴻巣市こうのとりＳＤＧｓ推進本部」を設置し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組を推進しています。

鴻巣市ＤＸ推進計画でも、ＳＤＧｓの掲げる「誰一人取り残さない」という理念のもと、鴻巣市ＳＤＧｓ推進方針に基づき、各ＤＸ施策とＳＤＧｓとの関係を整理し、人に優しいデジタル社会の構築に向けた取組を推進します。

図表７　SDGs 17 のゴール



５　鴻巣市ＤＸ推進計画の構成と期間

（１）計画の構成

鴻巣市ＤＸ推進計画では、本市のＤＸに関する総合的な方針を「ＤＸ推進方針」として示すとともに、必要な施策を体系別に整理した「ＤＸ施策」を定めます。ＤＸ施策については、総務省の自治体ＤＸ推進計画及び埼玉県ＤＸ推進計画の取組事項を踏まえた構成とするとともに、その実現に向けて各部署が取り組む事業を「ＤＸ基本事業」として設定します。

（２）アクションプラン

ＤＸ基本事業を着実に実施するため、具体的な取組内容や目標等を示すものとして「鴻巣市ＤＸ推進計画　アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を別に定めます。

図表８　鴻巣市ＤＸ推進計画の構成

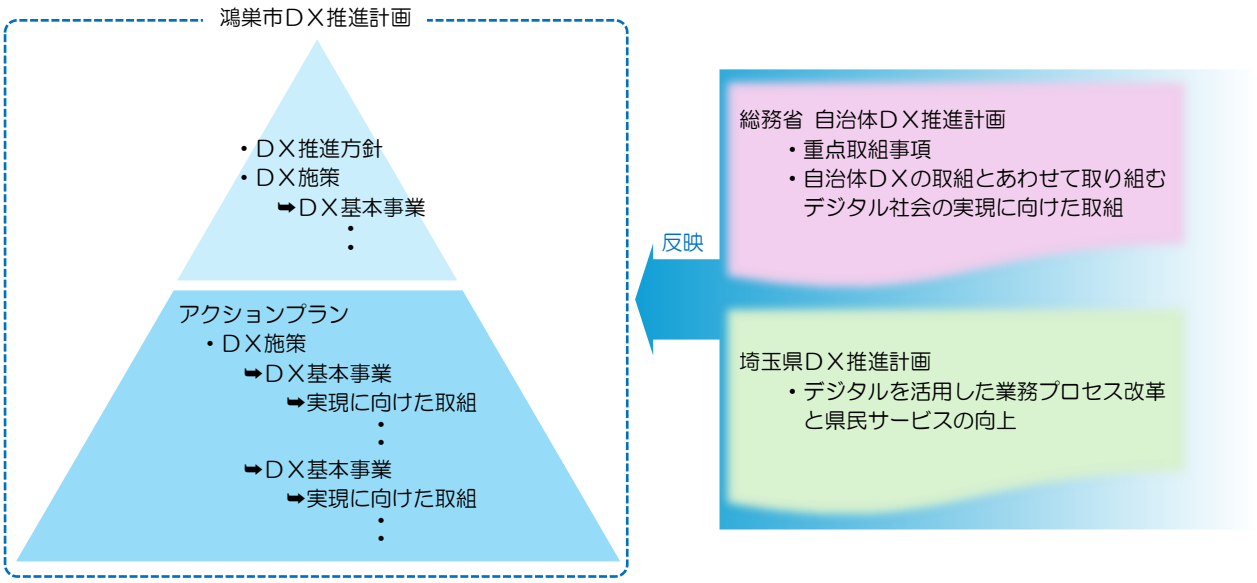

（3）計画期間

鴻巣市ＤＸ推進計画の計画期間は、第７次鴻巣市総合振興計画・前期基本計画にあわせ、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とします。ただし、総務省の自治体ＤＸ推進計画では、計画期間を設定せず、適宜見直すとしていることから、本市を取り巻く社会情勢の変化やデジタル化の進展に対応するため、必要に応じて柔軟に改定することとします。

なお、具体的な取組内容や目標等を示すアクションプランについては、市民ニーズや事業の進捗状況等に柔軟に対応するため、３年を１サイクルとしつつ、１年ごとに見直す方式（１年ローリング方式）とします。

図表９　鴻巣市ＤＸ推進計画及び関連する計画の計画期間

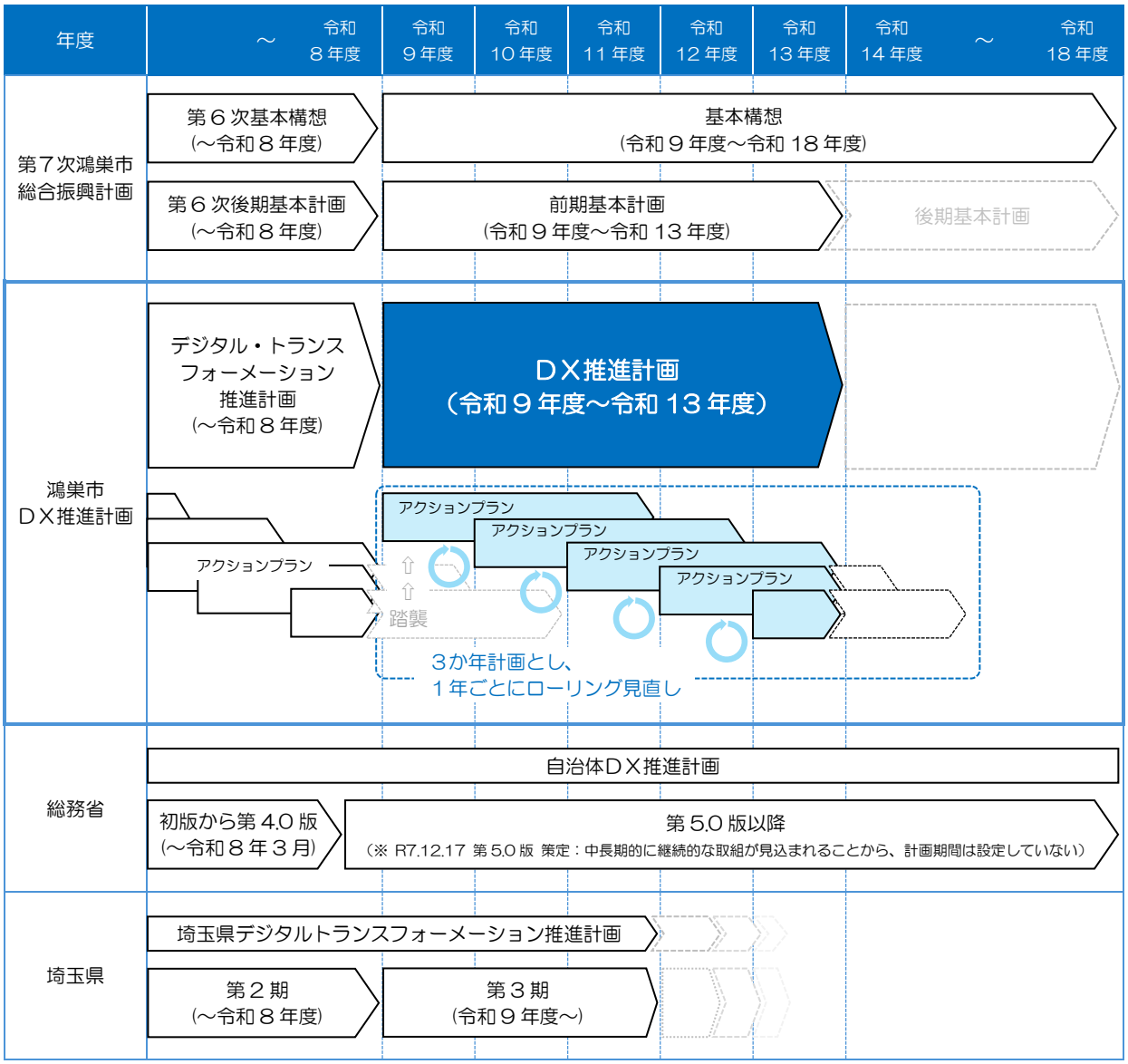

第２章

計画の基本方針

１　DX 推進方針
２　DX 施策
３　DX 基本事業
４　各施策の DX 基本事業の取組

第２章　計画の基本方針

１　ＤＸ推進方針

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で示された、一人一人の多様な幸せを実現できるデジタル社会を形成するため、デジタル庁では「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を掲げ、ＤＸの推進に取り組んでいます。このような社会を実現するためには、地域社会全体でデジタル化に取り組むとともに、住民に身近な行政を担う市町村のＤＸ推進が不可欠です。本市においても、全ての職員がデータ活用の必要性を十分に理解した上で、住民ニーズを正確に把握し、住民目線で行政サービスをデジタル化するとともに、自治体業務全体について、既存の概念に捉われず、自ら変革していく必要があります。

さらに、近年では、これまで人間が優位性を発揮してきた創造的な活動の領域で生成ＡＩ技術が用いられ、新たな利便性や付加価値を生む可能性も期待されるなど、社会全体でのＤＸは一層加速化し、行政サービスのあり方を大きく変えることが期待されます。

本市では、これまでも、計画に基づき、職員一人一人がＤＸを自分事として認識し、小さなことからＤＸにつなげていくため、各部署で１つ以上のデジタル化に関する業務や改善を実施する「1 課１ＤＸ」に取り組み、行政サービスの更なる向上を目指してまいりました。

ＤＸの推進は、今後も中長期的に継続して取り組む必要があり、鴻巣市ＤＸ推進計画においても、デジタル化の中心は市民であり、企業・事業者であり、職員であり、地域社会を構成する「ひと」であることから、これまでの成果を活かしつつ、引き続き、デジタル化によって様々な「ひと」がつながることで、本市の特色と多様性を持った「ひと」に寄り添う市民協働のまちづくりを推進し、「ひと」の笑顔があふれ、暮らし豊かな持続可能な地域社会を形成することを目指し、「DX-KONOSU ～デジタルでひろがるミライ～」を推進方針とします。

２　ＤＸ施策

総務省の自治体ＤＸ推進計画では、デジタル社会の実現に向けた重点計画における各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した８項目について、取組方針や国の支援策等が示されています。また、埼玉県ＤＸ推進計画では、主なテーマを掲げ、目指す将来像を対象や分野別に細分化し整理したＤＸビジョンを定め、それぞれの取組を推進することとしています。

鴻巣市ＤＸ推進計画では、ＤＸ推進方針に基づき、自治体ＤＸ推進計画に記載された取組事項を網羅するとともに、埼玉県ＤＸ推進計画との整合性を図りつつ、次の９つの「ＤＸ施策」により構成することとします。

また、各ＤＸ施策に対応するＳＤＧｓ17 のゴールについてアイコンを表示し、ＳＤＧｓの要素の反映と達成に向けた取組を推進します。

図表 10　鴻巣市ＤＸ推進計画における９つの DX 施策

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="2">総務省　自治体ＤＸ推進計画【第 5.1 版】</th><th>埼玉県ＤＸ推進計画(第２期)</th><th>No.</th><th>鴻巣市ＤＸ推進計画</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="8">重点取組事項</td><td>自治体フロントヤード改革の推進</td><td rowspan="11">埼玉県では、第１期計画を第１ステップ、第２期計画は第２ステップとし、次のとおり主なテーマを掲げ、目指す将来像を対象や分野別に細分化し整理した DX ビジョンを定め、それぞれの取組を推進している。
【計画期間：R6～R8 年度】

≪主なテーマ≫
１　デジタルツールの更なる活用とタスクトランスフォーメーション(TX)の推進
２　ユーザビリティを含む県民サービスの向上
３　データの収集・分析・活用の推進
４「働き方改革」等と連携した未来のオフィスの構想
５　規制改革とデジタル改革の一体的推進
６　国・市町村等との連携強化</td><td>1</td><td>行政手続のオンライン化</td></tr>
<tr><td>2</td><td>地方公共団体情報システムの標準化</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">自治体情報システムの標準化・共通化</td></tr>
<tr><td>3</td><td>「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進</td></tr>
<tr><td>4</td><td>公金収納における eL-QR の活用</td><td></td><td>※ No.1 において実施</td></tr>
<tr><td>5</td><td>マイナンバーカードの取得支援・利用の推進</td><td>3</td><td>マイナンバーカードの利活用</td></tr>
<tr><td>6</td><td>セキュリティ対策の徹底</td><td>4</td><td>セキュリティ対策の徹底</td></tr>
<tr><td>7</td><td>自治体のＡＩの利用推進</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">行政事務のデジタル化</td></tr>
<tr><td>8</td><td>テレワークの推進</td></tr>
<tr><td>9</td><td rowspan="3">自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組</td><td>デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化</td><td>6</td><td>地域社会のデジタル化</td></tr>
<tr><td>10</td><td>デジタルデバイド対策</td><td>7</td><td>利用機会・情報格差の是正</td></tr>
<tr><td>11</td><td>デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し</td><td></td><td>※ No.6 において実施</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>データ活用の推進</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9</td><td>災害対策の強化</td></tr>
</table>

３　ＤＸ基本事業

９つのＤＸ施策を実現するための事業として、今後５年間で取り組むべき事項やその手段を示した「ＤＸ基本事業」を設定します。

ＤＸ基本事業については、様々な部署が主体的に取り組むため、第７次鴻巣市総合振興計画における事務事業の実現手段とするとともに、その具体的な取組内容をアクションプランとして取りまとめ、進行管理していくこととします。

４　各施策のＤＸ基本事業の取組

（各施策の現状及び課題、ＤＸ基本事業の取組については、次項以降を参照）

ＤＸ施策　（１）行政手続のオンライン化

～ ひろがるミライ ～





現状

デジタル技術の進展やライフスタイルの多様化に伴い、市民が時間や場所に捉われず行政サービスを利用できる環境の整備が求められています。国は、デジタル社会の実現に向けて行政手続のオンライン化を推進しており、地方公共団体においても、市民の利便性向上と行政運営の効率化を両立するため、デジタル技術を活用したサービスの提供が重要となっています。

本市では、電子申請システムを活用した各種手続のオンライン化を進めるとともに、公共施設予約システムや電子図書館サービスの運用、窓口におけるキャッシュレス決済の拡充など、市民の利便性向上に向けた取組を進めています。また、窓口案内システムによる混雑状況の見える化や、オンライン相談の実施など、来庁者の負担軽減を図るための取組も進めています。

さらに、ＳＮＳや動画コンテンツを活用した情報発信を実施し、多様な手段による市政情報の提供に努めています。



課題

電子申請については、利用可能な手続が拡大しているものの、一部の手続では依然として来庁や書面提出が必要となっていることから、申請から手続完了までを一貫してデジタルで実施できる環境の整備を進める必要があります。また、オンライン化を推進するためには、押印手続の見直しや添付書類の電子化など、業務プロセスそのものを見直し、利用者にとって分かりやすく利用しやすい仕組みを構築することが求められています。

窓口サービスについては、引き続き、来庁による手続需要が見込まれることから、「書かない窓口」の継続はもとより、待ち時間の見える化などのデジタル技術を活用した窓口改革を進めるとともに、オンライン相談や予約システムの活用により、市民の利便性向上と職員の事務負担軽減を図る必要があります。さらに、オンライン手続を利用する市民が安心してサービスを利用できるよう、分かりやすい操作案内を充実させることも重要です。

また、市政情報については、世代や生活環境によって情報の取得方法が多様化していることから、ホームページや広報紙に加え、ＳＮＳや動画コンテンツなどを活用した情報発信を推進し、市民一人一人に必要な情報を適切な方法で届ける必要があります。加えて、公共施設の利用や各種料金等の支払いにおいて、キャッシュレス決済の利用を促進し、申請から支払いまでをデジタルで完結できる環境整備を推進し、更なる市民サービスの向上を図る必要があります。

ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（１）行政手続のオンライン化」を実現するため、次の ４ つのＤＸ基本事業により課題を解決します。

（１）－１　電子申請の推進

市民が時間や場所を問わず行政手続を行える環境整備のため、電子申請対象手続の拡充を進めます。オンライン化に当たっては、押印手続や添付書類の見直し、業務フローの改善を進め、利用者の利便性向上と行政事務の効率化を図ります。

また、国のオンラインサービスとの連携や、各種届出など市独自手続のオンライン化を推進します。さらに、各種事業における予約システムの導入、公共施設予約システムの充実など、各種サービスの活用促進を通じ、行政サービスのデジタル化を推進します。

（１）－２　行政情報発信手法の多角化



市民一人一人に必要な情報を適切に届けるため、市ホームページや広報紙に加え、ＳＮＳや動画など多様な媒体を活用した情報発信を推進します。情報発信に当たっては、速報性や分かりやすさ、アクセスのしやすさを重視し、ライフスタイルの変化や情報収集手段の多様化に対応した広報を実施します。

また、子育て支援や環境保全、観光情報など各分野でデジタルコンテンツの活用を進めるとともに、ドローンやＶＲなどのデジタル技術を活用したシティプロモーションを推進します。

（１）－３　キャッシュレス決済の推進

市民の利便性向上と収納事務の効率化を図るため、公金収納におけるキャッシュレス決済の利用拡大を推進します。証明書発行手数料などについて、利用者ニーズや運用状況を踏まえながら対象範囲の拡大及び多様な決済手段への対応を検討します。

また、地方税統一ＱＲコード（eL-QR）を活用した公金収納環境の整備や、公共施設予約システムと連携したオンライン決済の利用促進を図ります。申請から支払いまでをデジタルで完結できる環境を整備し、市民サービスの向上と事務処理の効率化を実現します。

（１）－４　行政サービスのデジタル化

来庁者の負担軽減と窓口業務の効率化を図るため、「書かない窓口」を継続するとともに、窓口業務のデジタル化に取り組みます。窓口案内システムを活用した待ち時間や混雑状況の見える化を継続するとともに、迅速で正確な窓口サービスの提供を目指します。

また、電子図書館サービスの継続的な周知や利用案内を行うとともに、電子書籍や音楽配信コンテンツの充実を図ります。デジタル技術を活用して更なる利便性の向上を図り、利用者の拡大と読書活動の促進につなげます。

ＤＸ施策　（２）自治体情報システムの標準化・共通化

～ ひろがる可能性 ～

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

現状

本市では、住民記録、税、福祉など自治体の基幹業務を支える情報システムについて、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行するとともに、ガバメントクラウドを活用したシステム基盤の整備を推進してきました。これにより、自治体ごとに異なっていた業務システムの標準化・共通化が進められ、制度改正への対応やシステム運用の効率化が図られています。

また、情報システムのクラウド化により、柔軟なリソース利用や災害時の継続性向上、セキュリティ対策の強化が可能となり、自治体ＤＸを支える重要な基盤として期待されています。国においては、標準準拠システムを中心とした行政サービスの高度化や自治体間の連携強化が進められており、地方公共団体には標準化・共通化の効果を最大限に活用した行政運営が求められています。

課題

標準準拠システムへの移行後は、安定したシステム運用を確保するとともに、ガバメントクラウドの特性を活かした効率的な運用を推進する必要があります。システムの運用状況や利用実態を継続的に検証し、機能の見直しや環境の最適化を行うことで、運用負荷の軽減やコストの適正化を図ることが求められています。

また、システムの標準化・共通化の効果を十分に発揮するためには、システムの更新や制度改正への対応だけでなく、業務プロセスの見直しやデータ活用の推進を図ることが重要です。今後は、国の制度改正や標準仕様の改定動向を踏まえながら、関係部署との連携を強化し、安全性と利便性を両立した持続可能な情報システム基盤を維持していく必要があります。

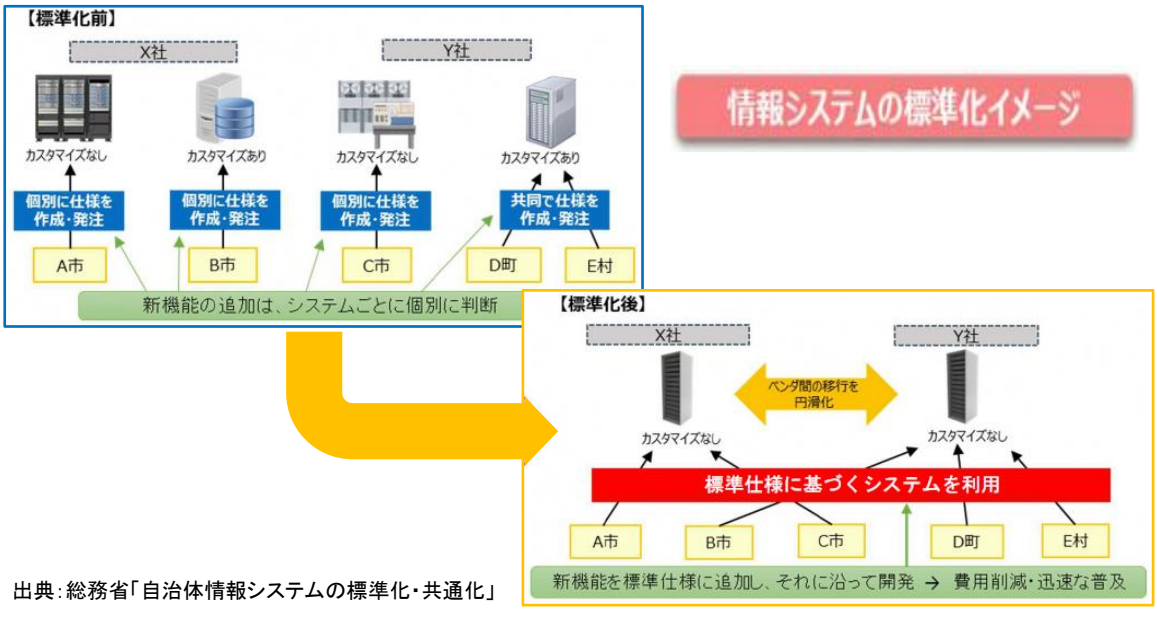

出典：総務省「自治体情報システムの標準化・共通化」

ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（２）自治体情報システムの標準化・共通化」を実現するため、次のＤＸ基本事業により課題を解決します。

（２）－１　標準準拠システムの最適化とガバメントクラウドの活用推進

住民記録、税、福祉などの標準化対象業務について、標準準拠システムの安定的な運用を図るとともに、ガバメントクラウドの特性を活かした効率的なシステム利用を推進します。システムの稼働状況や運用実態を継続的に検証し、必要に応じた機能改善や環境の最適化を行うことで、安定した行政サービスの提供と運用負担の軽減を図ります。

また、国が示す標準仕様や制度改正に適切に対応するとともに、ガバメントクラウドに適した運用方法やシステム構成の検討を進めます。システム更新や機能の見直しなどを通じて、クラウド利用の効率化を図ることにより運用コストが適正化され、財政面においても健全で持続可能な行財政運営を目指します。

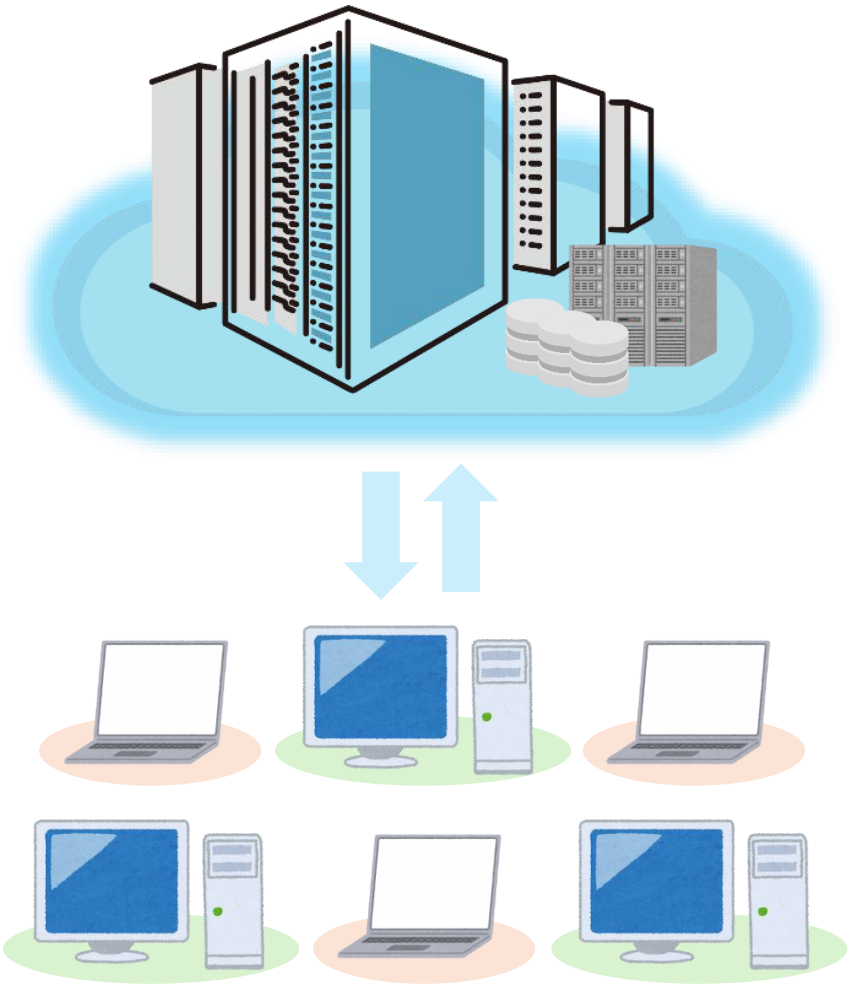

ＤＸ施策　（３）マイナンバーカードの利活用

～ ひろがる可能性 ～

現状

マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤として位置づけられており、本人確認機能や電子証明書機能を活用することで、行政手続のオンライン化や各種行政サービスの利用を可能とする重要なツールとなっています。本市においても、カードの申請・交付体制の充実や時間外窓口の開設などにより、マイナンバーカードの普及促進を取り組んできました。

また、マイナポータルを活用したオンライン申請のほか、健康保険証としての利用やコンビニエンスストアにおける証明書交付サービスなど、マイナンバーカードを活用した行政サービスが拡大しています。市民が時間や場所を問わずサービスを利用できる環境が整備されつつあり、市民の利便性向上や行政運営の効率化に寄与しています。

課題

マイナンバーカードは、行政手続のデジタル化を支える重要な基盤であることから、引き続き、申請・交付・更新に係る支援を実施し、保有率の維持・向上を図る必要があります。特に、高齢者やデジタル機器の操作に不慣れな方に対しては、カードの申請や電子証明書の更新手続に関する支援を継続的に実施するとともに、誰もが安心して利用できる環境を整備することが求められています。

また、カードの普及だけでなく、オンライン申請やマイナ保険証、コンビニ交付サービスなどの利活用を促進することが重要です。これらのサービスについて分かりやすく周知し、利用機会の拡大を図ることで、市民の利便性向上や窓口負担の軽減につなげていく必要があります。さらに、国の制度改正や新たなサービス展開に適切に対応しながら、マイナンバーカードを活用した行政サービスの充実を図ることが求められています。

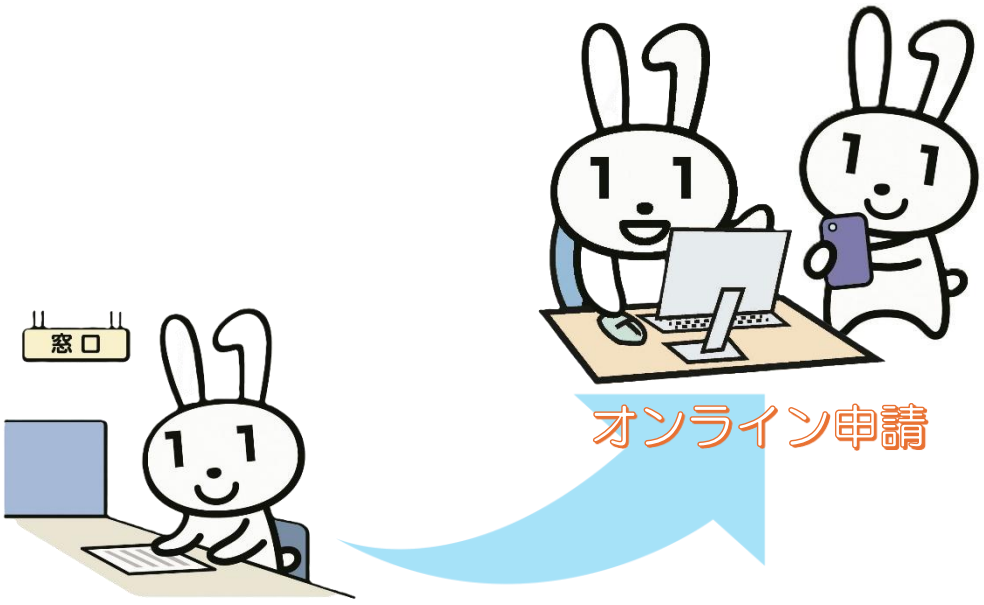

ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（３）マイナンバーカードの利活用」を実現するため、次の２つのＤＸ基本事業により課題を解決します。

（３）－１　マイナンバーカードの利活用の促進

マイナンバーカードは、オンライン申請や本人確認、各種行政サービスの利用に必要となるデジタル社会の基盤であることから、引き続き、申請・交付・更新に係る支援を実施するとともに、保有率の向上と利活用の推進を図ります。窓口対応の充実や設定サポートなど、市民が利用しやすい環境を整備することで、カードの取得及び継続利用を支援します。

また、マイナポータルを活用したオンライン申請やマイナ保険証などの利用について周知を行い、市民の利便性向上と行政事務の効率化を推進します。国の制度改正やサービス拡充にも適切に対応しながら、マイナンバーカードを活用したデジタル行政サービスの充実を図ります。



（３）－２　コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスの推進

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスについて、安定的な運用を継続するとともに、利用促進に向けた周知を強化します。住民票の写しや各種証明書を、閉庁時間帯や休日においても取得することができるサービスとして広く周知し、利用を推進することにより市民サービスの向上を図ります。

また、コンビニ交付サービスの利用拡大により、市役所窓口の混雑緩和及び業務負担の軽減を図ります。利用者が安心してサービスを利用できるよう、適切な運用管理に努めるとともに、マイナンバーカードの利用促進と連携しながら、更なるサービス活用を促進します。



ＤＸ施策　（４）セキュリティ対策の徹底

～ ひとに寄り添う ～



現状

行政サービスのデジタル化が進展し、自治体情報システムの標準化・共通化やガバメントクラウドの活用が進む中、情報資産を適切に保護するための情報セキュリティ対策の重要性はますます高まっています。また、サイバー攻撃の高度化・巧妙化により、地方公共団体においても継続的なセキュリティ対策の強化が求められています。

本市では、「鴻巣市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産の管理や情報システムの運用を行うとともに、職員研修や情報セキュリティ監査を通じて、組織全体のセキュリティ水準の維持向上に取り組んでいます。また、埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの活用やネットワーク環境の適切な運用により、安全で安定した情報システム基盤の維持に努めています。

課題

国が進める自治体情報システムの標準化・共通化やガバメントクラウドへの移行により、自治体を取り巻く情報システムの環境は大きく変化しています。このため、国が示す方針や技術動向を踏まえながら、情報セキュリティポリシーの見直しを行い、最新のセキュリティ環境に対応していく必要があります。

また、従来の「三層の対策」を基本としたセキュリティ対策についても、利便性と安全性を両立させる新たなネットワーク構成への対応が求められています。国の動向を注視するとともに、本市に適した情報セキュリティ対策を検討し、計画的に環境整備を進める必要があります。

さらに、情報セキュリティ対策は、システム面だけではなく、職員一人一人の意識や行動が重要であることから、継続的に研修や監査を実施し、組織全体で情報資産を守る体制を強化していく必要があります。加えて、自治体情報セキュリティクラウドや公共施設Ｗｉ－Ｆｉなどの情報基盤についても、安全かつ安定した運用を継続し、市民サービスの維持向上につなげていくことが求められています。

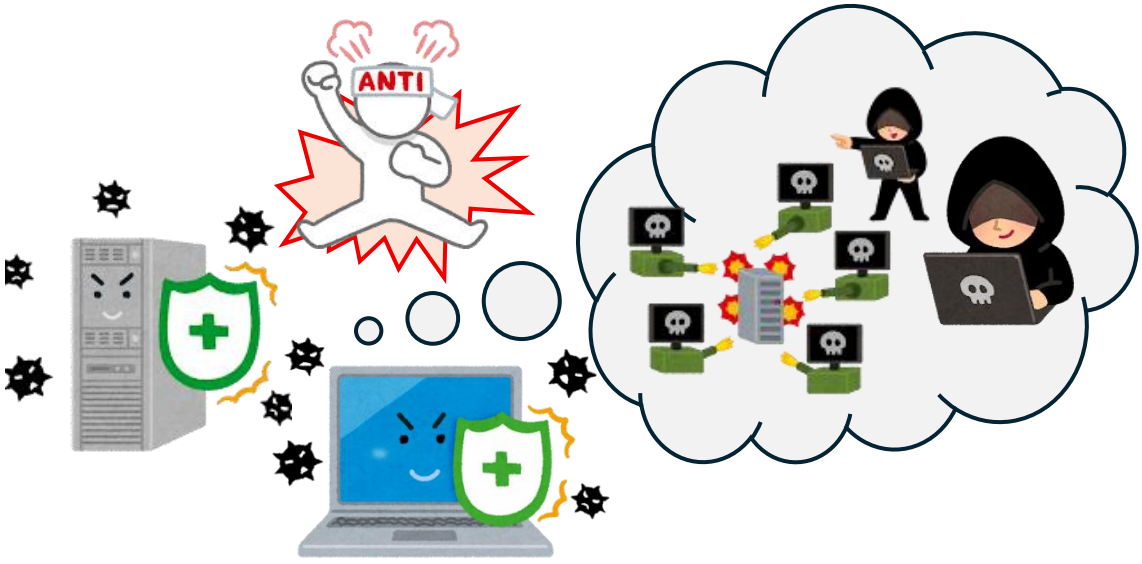

ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（４）セキュリティ対策の徹底」を実現するため、国の動向や技術環境の変化に対応しながら、次の３つのＤＸ基本事業により課題を解決します。

（４）－１　セキュリティポリシーの適切な管理

デジタル化の進展や情報セキュリティを取り巻く環境の変化に対応するため、国が示すガイドラインや社会情勢、技術動向を踏まえながら、情報セキュリティポリシーの継続的な見直しを行います。

また、職員研修や情報セキュリティ監査を実施し、情報資産の適切な管理とセキュリティ意識の向上を図ります。これにより、組織全体で情報セキュリティ対策を徹底し、安全で信頼性の高い行政サービスを支える情報管理体制の維持・強化を推進します。





（４）－２　三層の対策の見直し

自治体情報システムの標準化・共通化やガバメントクラウドへの移行など、デジタル化を取り巻く環境の変化に対応するため、国の方針を踏まえた新たな情報セキュリティ対策の在り方について検討を進めます。

また、利便性と安全性の両立を図りながら、ネットワーク構成や運用方法の最適化を推進し、業務効率の向上と情報資産の保護を実現します。これにより、変化する行政需要や技術動向に対応した持続可能なセキュリティ基盤の構築を目指します。

（４）－３　セキュリティクラウドへの対応

高度化・巧妙化するサイバー攻撃から情報資産を保護するため、埼玉県自治体情報セキュリティクラウドを活用した情報セキュリティ対策を推進します。

また、県及び県内自治体との連携を図りながら、最新のセキュリティ対策に対応した安全かつ安定的な運用管理に努めます。これにより、インターネット接続環境におけるセキュリティ水準の維持・向上を図るとともに、市民サービスを支える信頼性の高い情報基盤の確保を推進します。

ＤＸ施策　（５）行政事務のデジタル化

～ ひろがる可能性 ～

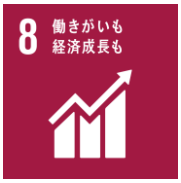



現状

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しており、限られた人的資源の中で質の高い行政サービスを継続的に提供することが求められています。また、業務の複雑化・多様化が進む中、職員が企画立案や相談対応など、本来注力すべき業務に、より多くの時間を充てられる環境づくりが重要となっています。

本市では、ＡＩ－ＯＣＲや音声テキスト化システムの活用、電子決裁の推進、モバイルパソコンを活用したペーパーレス会議の実施、Ｗｅｂ会議環境の整備など、デジタル技術を活用した業務効率化に取り組んできました。また、近年では生成ＡＩが活用できる環境を整備し、職員の業務負担軽減や生産性向上に向けた取組を進めています。さらに、オンライン相談やデータ連携の活用などにより、内部事務の効率化と市民サービスの向上を両立する取組を推進しています。

課題

今後も、持続可能な行政運営を実現するためには、ＡＩや生成ＡＩをはじめとするデジタル技術を積極的に活用し、定型的な業務の効率化や自動化を推進する必要があります。特に、会議録作成、文書作成、データ入力など、多くの時間を要する業務については、活用範囲の拡大や業務プロセスの見直しを進めることで、職員の負担軽減と業務の高度化を図ることが求められています。

また、ペーパーレス化や電子決裁については一定の成果が見られるものの、依然として紙文書による運用が残る業務もあることから、業務のデジタル化を更に推進する必要があります。加えて、内部事務における情報共有やデータ連携を強化するとともに、場所にとらわれない柔軟な働き方を実現するため、Ｗｅｂ会議やオンライン相談を活用した業務環境の整備を進めることが重要です。

さらに、柔軟で効率的な働き方を推進するためには、デジタル技術の導入だけでなく、職員一人一人がその効果を十分に活用できる環境づくりやスキル向上を図り、業務改善を継続的に実践する職場環境を整備していく必要があります。

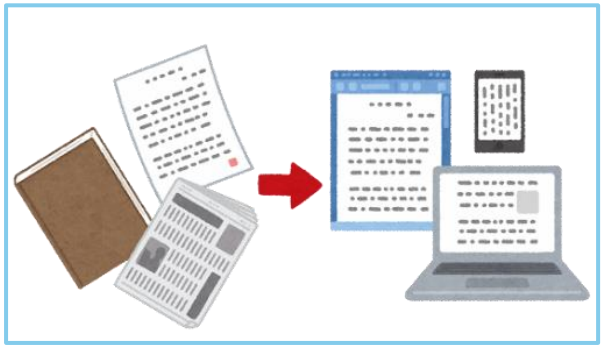



ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（５）行政事務のデジタル化」を実現するため、次の４つのＤＸ基本事業により課題を解決します。

（５）－１　ＡＩ（人工知能）を活用した取組

ＡＩや生成ＡＩは、業務の効率化や業務品質の向上を実現する有効な手段であることから、全庁的な活用を推進します。ＡＩ－ＯＣＲによるデータ入力業務の効率化や、音声テキスト化システムによる会議録・記録作成業務の負担軽減を図るとともに、生成ＡＩを活用した文書作成、情報整理及び業務支援を推進します。

また、「鴻巣市生成ＡＩの利用ガイドライン」に基づく適正利用を徹底しながら、職員の生成ＡＩ活用スキルの向上を図り、限られた人的資源を市民サービスの向上や政策立案など、より付加価値の高い業務へ振り向けることを目指します。

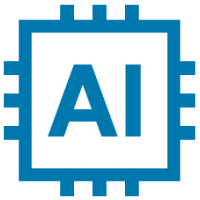

（５）－２　ペーパーレス化の推進

業務の迅速化及び省資源化を図るため、行政文書の電子化やペーパーレス会議を推進するとともに、電子決裁の利用拡大に取り組みます。文書管理システム等を活用し、決裁業務の効率化や意思決定の迅速化を図るほか、会計事務や契約事務などにおけるデジタル化を推進します。

また、紙文書の削減による保管スペースの有効活用や情報の検索性向上を図るとともに、業務プロセスそのものを見直し、全庁的なペーパーレス化を推進します。

（５）－３　内部事務の効率化

職員がより効率的に業務を遂行できるよう、内部事務におけるデジタル化やデータ連携を推進します。申請や集計業務の電子化、情報共有の効率化及び関係機関とのデータ連携などを進めることで、事務処理の迅速化と正確性の向上を図ります。

また、各業務で蓄積されるデータを有効活用しながら、職員の事務負担を軽減するとともに、業務の標準化や効率化を進め、持続可能な行政運営の実現を目指します。

（５）－４　Ｗｅｂ会議の推進

柔軟で効率的な働き方を実現するため、Ｗｅｂ会議の利用環境の整備を進め、その活用を推進します。会議の目的や内容に応じて、対面とオンラインを適切に使い分けることで、移動時間の削減や情報共有の迅速化を図ります。

また、市民向けオンライン相談についても活用を進め、来庁が困難な方でも必要な相談を受けられる環境を整備します。オンラインを活用したコミュニケーション手段の充実により、市民サービスの向上と職員の業務効率化の両立を図ります。

ＤＸ施策　（６）地域社会のデジタル化

～ 暮らしを豊かに ～





現状

少子高齢化や人口減少の進展、労働力不足の深刻化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、地域課題の解決や市民サービスの維持・向上を図るため、デジタル技術を活用した地域社会のデジタル化が求められています。

本市においても、農業分野におけるスマート農業の推進、福祉・介護分野におけるＩＣＴ機器や介護テクノロジーの活用促進、公共施設Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備など、各分野におけるデジタル技術の活用を進めています。

また、地域公共交通の維持や利便性向上を図るため、デジタル技術を活用した交通サービスの研究を進めるとともに、地域経済の活性化に向けたデジタル技術の活用についても検討を進めています。

課題

農業分野や福祉・介護分野では、人手不足や担い手不足が課題となっており、ＩＣＴやロボット技術などの導入による生産性向上や業務負担軽減が求められています。そのため、国や県の支援制度を活用しながら、新たなデジタル技術の導入促進や活用支援を進める必要があります。

また、高齢化の進展に伴い地域公共交通の重要性が高まる中、持続可能な交通サービスの実現に向けて、ＡＩなどのデジタル技術を活用した運行の効率化や利便性向上を図ることが求められています。さらに、地域経済の活性化や消費喚起に向けては、デジタルクーポンやお買い物券などのデジタルサービスの活用について検討を進める必要があります。

加えて、公共施設Ｗｉ－Ｆｉについては、平時における利用促進だけでなく、災害時における重要な情報通信基盤としても活用できるよう、適切な維持管理と利用環境の向上を図ることが重要です。





ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（６）地域社会のデジタル化」を実現するため、次の４つのＤＸ基本事業により課題を解決します。

（６）－１　事業者ＤＸの支援

農業分野及び福祉・介護分野において、デジタル技術の活用による生産性向上や業務効率化を推進するため、国や県の支援制度と連携しながら事業者への情報提供や導入支援を実施します。スマート農業や介護テクノロジー、ＩＣＴ機器の活用を進めることで、人手不足の解消やサービス品質の向上を図ります。

また、介護情報基盤の整備を進め、介護事業者や医療機関、市との円滑な情報連携を実現することで、利用者の負担軽減や事務の効率化を目指します。

（６）－２　地域公共交通ＤＸの推進

デジタル技術を活用した地域公共交通の充実を図るため、公共交通運賃支払のキャッシュレス決済の導入やデマンド交通の高度化の研究等を進め、市民の利便性向上の実現を図ります。



また、新たなデジタル技術について継続的に調査・研究を行い、持続可能な地域公共交通サービスの提供を目指します。

（６）－３　地域経済の活性化

地域経済の活性化に向けては、デジタル技術の活用が拡大している中、キャッシュレス決済の普及拡大やデジタルクーポン等の導入・活用を検討し、市民の利便性向上を支援します。これにより、地域内消費の拡充と地域経済の活性化を図ります。



（６）－４　公共施設Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備

公民館やコミュニティセンター、避難所等に整備した公共施設Ｗｉ－Ｆｉ環境について、安定した運用管理を継続するとともに、更新時期を見据えた適切な環境整備を進めます。施設利用者に対し利用方法や設置場所の周知を行うことで、平時における利用促進を図ります。



また、公共施設Ｗｉ－Ｆｉを災害時の重要な情報通信基盤として活用できるよう維持管理を行い、防災力の向上と利便性の高い公共サービスの実現を目指します。

ＤＸ施策　（７）利用機会・情報格差の是正

～ ひとに寄り添う ～





現状

デジタル技術の進展により、行政手続や情報収集、学習活動など、様々な分野でデジタルサービスの活用が進んでいます。一方で、年齢や生活環境、身体的条件、言語の違いなどにより、デジタル技術を利用する機会や活用能力に差が生じる「デジタルデバイド」が課題となっています。全ての市民がデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現に向けて、利用環境の整備と活用支援の両面から取り組むことが求められています。

本市では、ＧＩＧＡスクール構想に基づき、市内の小・中学校において一人一台の端末を活用した学習環境の整備を進めるとともに、スマートフォン教室の開催や多言語翻訳ツールの活用など、市民の情報活用能力の向上や円滑なコミュニケーションの実現に取り組んでいます。

また、職員を対象とした研修やｅラーニングを実施し、ＤＸ推進を担う人材育成にも取り組んでいます。

課題

デジタル社会の進展に伴い、行政サービスのオンライン化やデジタル技術の活用が拡大する中、全ての市民が安心してサービスを利用できる環境づくりが重要となっています。デジタル機器に不慣れな方に対しては、継続的な学習機会を提供するとともに、行政サービスの利用方法や情報モラル、詐欺対策など、実生活に役立つ知識の習得を支援する必要があります。

また、外国人住民の増加や多様な価値観への対応が求められる中、誰もが円滑に行政サービスを利用できるよう、多言語対応や分かりやすい情報提供を推進することが重要です。さらに、学校教育においては、一人一台の端末や教育ＩＣＴ環境を効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力や課題解決能力の育成を進める必要があります。

加えて、ＤＸの取組を継続的に推進するためには、職員一人一人がデジタル技術を適切に活用できる知識や能力を身に付けることが不可欠です。多様化する行政課題に対応できるデジタル人材を育成し、組織全体のＤＸ推進力を高めていくことが求められています。



ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（７）利用機会・情報格差の是正」を実現するため、次の４つのＤＸ基本事業により課題を解決します。

（７）－１　教育ＩＣＴ化の推進

文部科学省のＧＩＧＡスクール構想第２期及び第２期鴻巣市学校教育情報化推進計画に基づき、児童生徒一人一人の学びを支える教育ＩＣＴ環境の充実を図ります。学習者用端末や学習支援アプリを活用し、情報活用能力や課題解決能力の育成を進めるとともに、児童生徒の理解度に応じた個別最適な学びの実現を目指します。また、学校内ネットワーク環境や電子黒板等の計画的な整備・更新を進めるとともに、教職員のＩＣＴ活用指導力の向上や校務の効率化を推進します。これにより、変化する社会に対応できる人材の育成と質の高い教育活動の実現を図ります。

（７）－２　コミュニケーションツールによる多様な情報伝達手法の推進



国籍や言語の多様化が進む中、誰もが必要な行政情報を円滑に取得できる環境の整備を推進します。外国人住民をはじめ、多様な人々が安心して行政サービスを利用できる環境の整備を図ります。

また、ホームページをはじめとした各種情報発信ツールの利便性向上を図り、市民が必要な情報へ容易にアクセスできる環境を整備します。これにより、多様な利用者に配慮した情報発信と利便性の高い行政サービスの実現を目指します。

（７）－３　情報リテラシーの向上

デジタル社会において誰もが必要なサービスを利用できるよう、情報リテラシーの向上に向けた取組を推進します。パソコンやスマートフォンの操作に不慣れな方を対象に、デジタル機器の基本操作や行政サービスの利用方法を学ぶ機会を提供するとともに、安全な利用方法や情報セキュリティに関する知識の普及を図ります。地域における学習機会の充実や支援体制の整備を進めることで、デジタル活用への不安解消と利便性の向上を図り、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指します。

（７）－４　職員のＩＣＴスキルの向上

ＤＸの推進と市民サービスの向上を図るため、職員のＩＣＴスキル及びデジタルリテラシーの向上に取り組みます。研修やｅラーニング、Ｊ－ＬＩＳ等が提供する各種講座を活用しながら、デジタル技術の活用に必要な知識やスキルの習得を推進するとともに、情報セキュリティに関する理解の向上を図ります。また、職員の習熟度に応じた人材育成やデジタル人材の育成を計画的に進め、業務改善やＤＸを主体的に推進できる組織づくりに取り組みます。



ＤＸ施策　（８）データ活用の推進

～ ひろがる可能性 ～



現状

デジタル技術の進展により、多様なデータを収集・分析し、行政運営や地域課題の解決に活用することが可能となっています。国においても、オープンデータの推進や地理空間情報の活用をはじめ、データに基づく政策立案や行政サービスの高度化が進められており、地方公共団体においてもデータ活用の重要性が高まっています。

本市では、オープンデータの公開を継続するとともに、統合型・公開型ＧＩＳを活用した情報提供や、各種台帳情報の電子化に取り組んでいます。また、公共施設やインフラ施設の維持管理、介護保険業務などにおいてデジタルデータの活用を進め、業務効率化や市民サービスの向上に努めています。さらに、地理情報を活用した情報共有や公開情報の充実など、データを有効に活用するための環境整備を進めています。

課題

行政運営の効率化や市民サービスの向上を図るためには、市が保有する多様なデータを適切に管理し、有効に活用していく必要があります。そのため、オープンデータについては公開情報の拡充を進めるとともに、市民や事業者が利用しやすい形式で提供し、地域課題の解決や新たなサービス創出につなげることが求められています。

また、紙媒体で管理されている台帳や各種資料については、電子化を進めることで検索性や利活用性を向上させ、業務効率化や迅速な行政サービスの提供につなげる必要があります。さらに、ＧＩＳを活用した地理情報の一元管理や横断的な活用を推進し、施設管理や災害対応、問い合わせ対応など様々な分野においてデータを有効活用していくことが重要です。

加えて、データ活用の効果を高めるためには、各部署で保有するデータの品質向上や標準化を進めるとともに、庁内におけるデータ活用の意識醸成や活用手法の共有を図り、データに基づく行政運営を推進していく必要があります。



ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（８）データ活用の推進」を実現するため、次の４つのＤＸ基本事業により課題を解決します。

（８）－１　オープンデータの推進

市民や事業者によるデータの利活用を通じて、地域課題の解決や新たなサービスの創出が期待されることから、国が示す自治体標準オープンデータセットや各種ガイドラインを参考に、市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

また、庁内におけるオープンデータに関する理解を深め、継続的なデータ更新と利活用しやすいデータづくりを進めます。

（８）－２　台帳等の電子化の推進

業務効率化や情報活用の高度化を図るため、各分野における台帳や申請書類等の電子化を推進します。下水道施設台帳や各種許可申請書類、要介護認定調査などについて、デジタルデータとして管理・活用できる環境を整備し、検索性の向上や事務処理の効率化を図ります。



また、電子化したデータを活用し、部局間での情報共有や迅速な行政サービスの提供を進めることで、市民サービスの向上と業務負担の軽減を目指します。

（８）－３　統合型・公開型ＧＩＳの活用

庁内で保有する地理空間情報を統合型ＧＩＳに集約し、部局を超えた横断的なデータとして活用を推進します。施設管理やインフラの維持管理、防災対策など様々な分野でＧＩＳを活用することで、業務の効率化と行政サービスの向上を図ります。

また、市民に公開可能な情報については公開型ＧＩＳを活用し、都市計画情報やハザード情報などの分かりやすい情報提供に取り組みます。公開情報の充実と利用促進を図ることで、市民の利便性向上や窓口業務の効率化につなげるとともに、データを活用した行政運営を推進します。

（８）－４　官民一体での公共施設等の状態把握・品質向上

保有する公共施設の維持管理においては、包括施設管理業務で既に導入している「鴻巣市包括施設管理システム」を活用し、施設情報や修繕業務に係る承認手続等を一元管理するとともに、これまでに蓄積した施設管理情報を、ＡＩを活用しながら施設・設備の適切な管理につなげます。

また、ドローンや 3D カメラによる施設情報のデジタル化に加え、監視センサーを活用し、施設や設備の状態を把握することにより、効率的な施設管理を推進します。

ＤＸ施策　（９）災害対策の強化

～ 安全・安心な暮らし ～

現状

近年、全国各地で地震や台風、集中豪雨などによる大規模災害が頻発しており、行政には被害状況の把握、避難所運営、被災者支援などを迅速かつ的確に実施することが求められています。また、デジタル技術の進展により、災害対応においてもＩＣＴを活用した情報共有や業務継続体制の構築が重要となっています。

本市では、災害発生時においても重要な行政サービスを継続するため、「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」を策定し、情報システムやネットワークの早期復旧に向けた体制を整備しています。また、クラウドサービスの活用や情報システムの利用を進めるとともに、避難所運営や災害対策本部運営におけるデジタル技術の活用について検討を進めています。

課題

災害発生時において、行政サービスを継続し、市民の安全・安心を確保するためには、ＩＣＴ－ＢＣＰを継続的に見直し、実効性を高めていく必要があります。鴻巣市地域防災計画との整合を図りながら、重要業務や情報システムの優先順位を適切に管理し、迅速な復旧体制を維持することが求められています。

また、大規模災害時においても、住民情報を保護し、安定した行政サービスを提供するため、クラウドサービスの活用を更に推進していく必要があります。情報システムの調達や更新においては、クラウドバイデフォルトの考え方を踏まえ、安全性や可用性を確保しながら情報基盤の強化を進めることが重要です。

さらに、避難所運営や災害対策本部運営については、迅速な情報収集や共有、意思決定を実現するため、デジタル技術の活用を進める必要があります。避難者情報の管理や被災者支援業務の効率化、被害状況の可視化などを推進し、災害対応力の向上を図ることが求められています。



ＤＸ基本事業

「ＤＸ施策（９）災害対策の強化」を実現するため、次の ４ つのＤＸ基本事業により課題を解決します。

（９）－１　ＩＣＴ－ＢＣＰの運用管理

災害発生時においても重要な行政サービスを継続できるよう「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」の適切な運用・管理を行います。鴻巣市地域防災計画との整合を図りながら、重要業務や情報システムの優先順位を定期的に見直し、災害時の迅速な対応と復旧体制の強化に努めます。

また、情報システムの利用状況や業務内容の変化を踏まえ、継続的な見直しを実施することで、災害に強い行政運営基盤の構築を目指します。

（９）－２　クラウド利用方針の策定

災害時においても安全かつ安定的な行政サービスを提供するため、クラウドサービスを活用した情報基盤の整備を推進します。システム調達ガイドライン等にクラウドバイデフォルトの考え方を反映し、情報システムの調達や更新において適切なクラウドサービスの採用を進めます。



また、災害対応力の向上に加え、効率的かつ持続可能なシステム運用を実現し、安全性と利便性を兼ね備えた行政運営を目指します。

（９）－３　避難所開設・運営の円滑化

避難者の安全確保と円滑な避難所運営を実現するため、避難所運営におけるデジタル技術の活用を推進します。被災者支援システムやマイナンバーカードの活用を検討し、避難者受付業務の効率化や避難者情報の一元管理を進めます。

また、避難所の鍵の管理では、新たな技術の活用について調査・研究を進め、迅速な避難所開設や情報共有が可能な体制の構築を目指します。さらに、災害オペレーション支援システムとの連携を通じて、災害発生時の円滑な情報共有と対応力向上を図ります。



（９）－４　災害対策本部運営の円滑化

災害対策本部における迅速かつ的確な意思決定を支援するため、デジタル技術を活用した情報共有の環境整備を推進します。大型モニターや電子黒板等の活用により、被害状況や道路状況、避難所情報などを可視化し、効率的な情報共有を実現します。

また、現地で収集した写真や位置情報等を地図上で一元的に管理・共有することで、状況把握の迅速化と的確な判断につなげ、災害対策本部運営の高度化を図ります。

第３章

計画の推進

１　推進体制
２　進行管理

第３章　計画の推進

１　推進体制

本計画の指針は、総務部副部長を会長とする「鴻巣市デジタル・トランスフォーメーション推進会議」（以下「ＤＸ推進会議」という。）が総合的な調整や進行管理を行います。

ＤＸ推進会議で審議した事項については、全庁的な取組として推進する必要があるため、「鴻巣市デジタル・トランスフォーメーション推進本部」（以下「ＤＸ推進本部」という。）に諮ることとします。

ＤＸ推進本部では、各部署間の横断的な体制構築を担う副市長を「最高情報統括責任者」（ＣＩＯ）とし、市長の強力なリーダーシップのもと、全ての職員がデジタル技術やデータ活用の必要性を理解した上で、本市一丸となった計画推進体制とします。

図表 11　ＤＸ推進に係る体制図

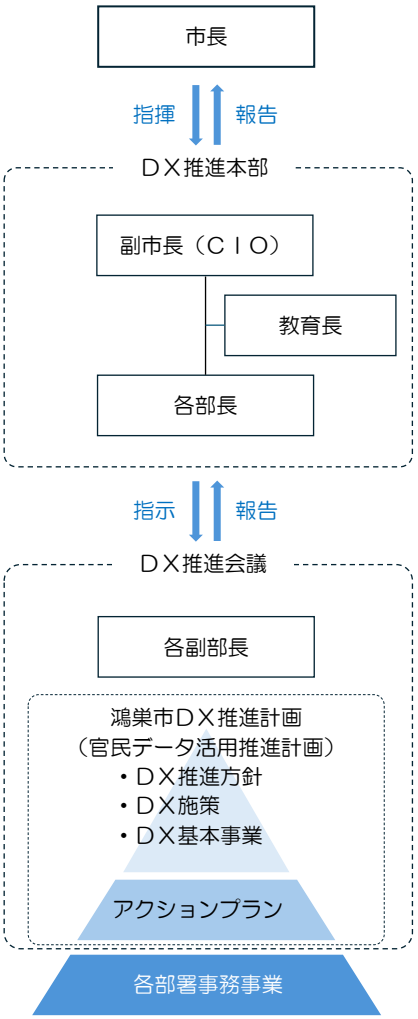

２　進行管理

ＤＸ施策やＤＸ基本事業の進捗状況については、第７次鴻巣市総合振興計画における行政評価の枠組みの中で、ＰＤＣＡサイクルの手法により進行管理を行うこととし、アクションプランにおけるＤＸ基本事業の各取組内容の成果及び進捗状況については、ＤＸ推進会議において、定期的に点検を行います。

また、アクションプランは、１年ローリング方式による見直しを行い、遅延等が発生した場合は、その理由を調査するとともに、原因となる課題を把握した上で修正することとします。

なお、急速に変化する社会情勢やデジタル技術の進展により、鴻巣市ＤＸ推進計画自体の見直しが必要となる場合は、変化に即した方向転換を図りながら、Observe（観察）→ Orient（状況判断）→ Decide（意思決定）→ Action（実行）のＯＯＤＡループの手法により、ＤＸ推進会議において計画見直し案を作成し、ＤＸ推進本部に諮ることにより、柔軟に修正できることとします。

図表 12　OODAループのイメージ図

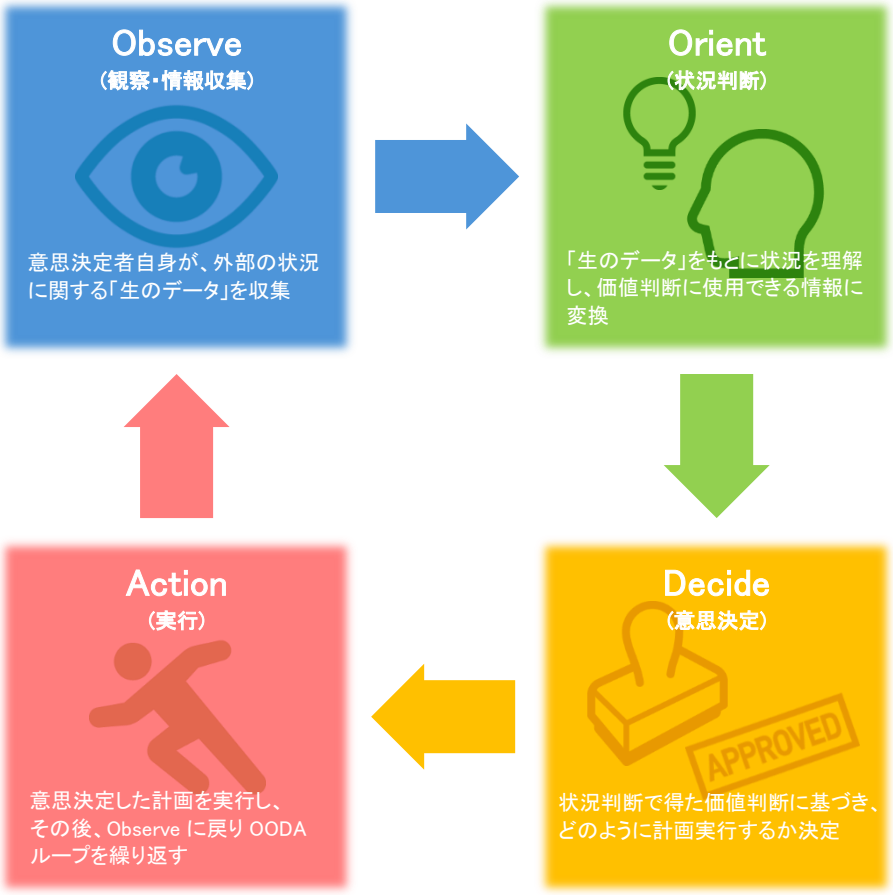

用語解説

AZ

用語	解説
AI（生成 AI）	「Artificial Intelligence」の略。「人工知能」と訳され、人間のような知能を持ったコンピューターで過去の事例から自ら学習・分析し、推測する機能を有するもの。生成 AI は、利用者の指示に応じて、文章、画像、動画、プログラムなどを作り出すことができる。
AI-OCR	OCR（Optical Character Reader＝光学式文字読取装置）と AI を組み合わせ、機械学習により手書きの書類や帳票の読み取り位置などの定義をせずにデータ化する技術
BCP	「Business Continuity Plan」の略。業務継続計画と訳される。
eL-QR	地方税の納付書に印刷される地方税統一 QR コード
e-ラーニング	インターネット等の ICT（情報通信技術）を活用して行う学習
GIGA スクール構想	全国の児童・生徒１人に１台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組
GIS	「Geographic Information System」の略。地理情報システムと訳される。地図など位置に関する情報を持った様々な空間データを重ね合わせることで、視覚的に表示し高度な分析を可能にする技術
ICT	「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネットなどを経由して人と人とをつなぐ仕組
ICT-BCP	ICT 部門の業務継続計画（=Business Continuity Plan）
J-LIS	地方公共団体情報システム機構（Japan Agency for Local Authority Information Systems）の略称。国と地方公共団体が共同で運営する法人
KPI	Key Performance Indicator の略。目標達成に向けた進捗や成果を測るための指標（重要業績評価指標）
OODA ループ (ウーダ)	Observe(観察・情報収集)→Orient(状況判断)→Decide(意思決定)→Act(実行)を素早く回し、現場の状況に合わせた臨機応変な対応をするための意思決定方法
PDCA サイクル	品質管理など業務管理において、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の 4 段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法
QR コード	「QR」は Quick Response の頭文字であり、高速読み取りを目的とした二次元コードのこと。※QR コードは株式会社デンソーウェーブの商標登録
SNS	「Social Networking Service」の略。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスで、各サービスに登録された利用者同士が交流できる。
VR	Virtual Reality（バーチャル・リアリティ）の略。専用のゴーグルやヘッドセット等を使い、コンピューターで作られた三次元空間を、あたかも現実のように体験できる技術
Web 会議	遠隔地にあるパソコン同士を接続し、Web カメラによる映像と音声によるコミュニケーション（会議）を可能にする仕組。映像・音声だけでなく、パソコン上の資料や画面を共有することも可能。
Wi-Fi	ケーブルなしでパソコンやスマートフォンなどの機器をネットワークに接続する「無線 LAN（Local Area Network=限られた範囲の通信網）」の規格

あ行

用語	解説
オープンデータ	機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールに基づき公開されたデータのこと。
音声テキスト化	人間の声などをコンピューターに認識させ、話し言葉を文字列変換したり、音声の特徴を捉えて人を識別したりする技術
オンライン相談	Web 会議ツールを利用し、インターネットを介して相談者と相談員をつなぎ、直接対面することなく会話が可能な相談方法

か行

用語	解説
書かない窓口	職員が聞き取りにより申請書類の作成を行い、申請者は書類を書かずに手続きすることができる窓口サービス
ガバメントクラウド	政府の情報システムや地方自治体の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境
キャッシュレス決済	現金を使用せずにお金を支払うこと。クレジットカード、デビットカード、電子マネー、二次元コード（QR コード）などの決済手段がある。
クラウドサービス	従来は、コンピューター内で利用していたソフトウェアやデータの保存領域を、ネットワーク経由で利用者に提供するサービス
クラウドバイデフォルト	新しいシステムやサービスを導入する際、まずクラウドサービスの利用を第一候補として検討するという考え方

さ行

用語	解説
サイバー攻撃	コンピューターやネットワーク、システムに対して不正アクセスや妨害、情報窃取などを行う行為
三層の対策	主に自治体の情報セキュリティ強化策として総務省が推進したネットワーク分離の考え方 ①個人番号利用事務系　住民情報や税情報、マイナンバーなど、特に重要な個人情報を扱う領域 ②LGWAN 接続系　人事給与、財務会計、文書管理など自治体内部の業務 ③インターネット接続系　Web 閲覧やメールなど外部との接続を行う領域
シティプロモーション	地方自治体によって行われる地域のイメージを向上されるために行われる活動の総称
自治体 DX	自治体がデジタル技術やデータを活用して、住民サービスと行政運営の在り方をより良く変革すること。
自治体情報 セキュリティクラウド	都道府県と市区町村が Web サーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施する仕組
自治体フロントヤード改革	自治体と住民の接点（窓口・電話・オンライン申請など）を見直し、住民サービスの利便性向上と職員の業務効率化を同時に実現するための改革
情報 セキュリティポリシー	組織における情報資産のセキュリティ対策について、総合的にとりまとめた方針。どのような情報資産をどのような脅威から守るのかについての基本的な考え方と、その基本方針で定めた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為や判断などの基準からなる。
情報リテラシー	情報を適切に理解・解釈・分析し、自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

用語	解説
スマート農業	多くの人手が必要な作業や熟練者でなければできない作業等に、ロボット技術や ICT を活用して、省力化や負担軽減を実現し、精密化や高品質生産を推進する新たな農業

た行

用語	解説
多言語翻訳ツール	様々な国の言語の会話を、高精度かつリアルタイムに翻訳可能な技術を用いたソフトウェア
地方税統一 QR コード	地方税の納付書に印刷される全国共通の QR コードです。スマートフォン決済アプリや「地方税お支払サイト」を利用して、自宅からキャッシュレスで納税することが可能
テレワーク	ICT を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。「tele=離れた場所」と「work=働く」を合わせた造語。在宅勤務、サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）等様々な働き方の総称
デジタル・ガバメント	国が抱える社会問題の解決や経済成長を実現するため、デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、行政の在り方そのものを変革していくこと。
デジタルリテラシー	パソコンやインターネットなどのデジタル技術や情報を、安全・効果的・倫理的に活用する力
デジタルデバイド	コンピューターやインターネットなど、ICT を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差
電子黒板	書いた文字や図形などを電子的に変換することができる黒板
ドローン	無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称

は行

用語	解説
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を分かりやすく表現した地図情報
バックキャスティング	理想の将来像を設定し、そこから逆算し、現在に向かって必要な施策を考える手法
バックヤード	住民からは見えにくいものの行政サービスを支える内部事務全般
標準仕様	システムが備えるべき機能、データ項目、帳票、連携方式、セキュリティ要件などを統一的に定めた設計基準のこと。これにより、全国の自治体が同じ基準でシステムを利用できるようになる
フロントヤード	住民や利用者と直接接する窓口業務や接客部門
ペーパーレス会議	紙で作成していた会議資料をデータ化し、パソコンやタブレット端末などで閲覧しながら行う会議

ま行

用語	解説
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請ができたり、行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができる Web サイト
マイナンバー	社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するため、住民票を有する全ての人に付与した 12 桁の番号

用語	解説
マイナンバーカード	IC チップ付のプラスチック製のカード。表面には本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、裏面には、12 桁のマイナンバーが記載されている。

鴻巣市 DX 推進計画(案)

≪令和９年度 ～ 令和 13 年度≫

令和９年　月策定

編集・発行　：　鴻巣市総務部ＩＣＴ推進課
〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央１番１号
TEL 048-541-1321
FAX 048-542-9818
URL https://www.city.kounosu.saitama.jp